

本別町指名競争入札に係る郵便入札心得

第1条 本別町が発注する工事請負契約又は測量、調査及び設計業務委託契約（以下「工事等」という。）の指名競争入札のうち、郵便入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、法令、指名通知、入札説明書並びに入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

第2条 入札者は、設計図書及び仕様書等、入札条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札者は、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、指名通知で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 入札者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんのうえ、中封筒の表面に入札者の名称及び工事番号、工事名、入札日を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札者の名称、工事番号、工事名、入札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

4 入札者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

第3条 入札者は、入札書等を郵送した日から入札日前日（その日が休日にあたるときはその前日）までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。

第4条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

第5条 開札は、指名通知に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札には、当該入札事務に関係のない1人以上の職員を立ち合わせるものとする。

4 開札は、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者及び当該理由を読み上げるものとする。

5 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低入札価格となっている、入札者名及び入札金額を読み上げるものとする。

6 開札の結果、落札に至らない場合は、再度入札を実施することし、その日時等は別途通知する。ただし、無効又は失格となった入札者は再度参加することはできない。

7 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、第3項の職員のくじ引きにより落札者を決定するものとする。

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって入札した入札者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知するものとする。

3 落札者以外の入札者への落札者決定の通知は、入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 第2条第2項に規定する以外の方法により提出された入札書
- (2) 指定通知に示す以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (3) 指名通知で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (4) 外封筒及び中封筒に名称が記載されていないなど、開札前に入札者が特定できない入札書
- (5) 中封筒又は工事費内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札者が2通以上提出した入札書
- (7) 中封筒に入っていない入札書
- (8) 鉛筆書きによる入札書
- (9) 金額について記入がない又は訂正がある又は記載内容が判読できない入札書
- (10) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (11) 日付がない又は開札日の日付となっていない入札書
- (12) 工事番号、工事名のいずれかが記載されていない入札書
- (13) 工事番号、工事名のいずれかが指名通知と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (14) 工事費内訳書の積算価格と入札金額が一致しない入札書
- (15) 金額の記入漏れや計算誤りなど、工事費内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
- (16) 明らかに不正によると認められる入札書
- (17) 上記(1)から(16)に掲げるもののほか、指名通知及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書は、失格とする。

第8条 入札者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附則 この心得は、令和2年5月11日以降に執行する入札について適用する。